

山形県立鶴岡北高等学校いじめ防止基本方針

平成26年4月
平成30年3月改定

1 はじめに

いじめは、人間の尊厳を大きく傷つける行為の一つである。いじめを受けた生徒とその家族が受ける心の傷は深い。その傷が癒され、新たな一歩を踏み出すには大きなエネルギーを要する。しかし、いじめの影響は、これだけにとどまらない。いじめは、いじめた当事者やいじめを見ていた者、そして直接的には関わらない多くの人たちにも、大きな傷跡を残す。それゆえ私たちは、いじめに対して敢然と立ち向かっていかなければならない。

いじめに対する取り組みに対して、本校では「未然防止の段階」「認知の段階」「解決・改善の段階」の三つの段階に分けて、それぞれの施策を計画する。いずれの段階においても、次の2点に留意することが必要である。

(1) 情報共有と組織的対応

いじめ発生時に、当該生徒の担任や年次、あるいは生徒課だけでなく、全職員がいじめの状況に関する情報を共有し、いじめを受けた生徒を保護し、いじめの沈静化に取り組む。そのために、具体的な対応にあたっては、担任・年次や生徒課にとらわれず、広く全職員に解決のための方策や知見を求める。また、教職員は、いじめの発見、相談、又は情報提供を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会(委員長:教頭、事務局長:生徒課長)に報告しなければならない。この報告を行わない場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反することがある。

(2) 継続的な対応

いじめが解決・沈静化したように見えても、表面的に認識できないところで、いじめが継続していることもあり得る。また、一時的には沈静化しても、その後、再発し、以前よりも深刻化することもあり得る。こうしたことから、被害生徒はもちろん、加害生徒にも継続的な指導やケアが必要である。

2 いじめの未然防止

(1) 教職員は、いじめを学校全体の問題として捉え、その防止に取り組む。

- ① 全教職員が、いじめに対する理解を深めるため、職員研修会を実施する。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気をつくるため、授業をはじめ、あらゆる教育活動において、生徒と教師、生徒間及び教師間の良好な人間関係の構築に努める。
- ③ いじめの実態把握のため、生徒への面談やアンケートを定期的に行う。また、いじめや嫌がらせに関して、生徒や保護者からの相談、教職員による認知などにより、臨時のアンケートを行う。
- ④ いじめの背景の一つに、いじめる側の悩みやストレスがあるとされるので、生徒の態度や様子の把握に努める。また、複線的・多面的に把握するため、職員間の情報共有・情報交換を行う。
- ⑤ 授業や部活動など、さまざまな場面で、他人の人格や人間性を否定する言動が認知された場合は、その言動をただちにやめさせる。また必ず事情を聴取し、事後指導を行う。
 - 例示「お前のせいでクラスが負けた」「ひやかし・からかい」「威圧的態度」など
- ⑥ 教職員自身が、生徒の人格や人間性を否定する言動をしない。
 - 例示「人間のクズだ」「幼児でもわかるぞ」など

- ⑦ 体罰や暴言を絶対に行わない。
生徒の意欲を引き出す「厳しい指導」との明確な違いを意識する。

(2) 生徒に育む力

- ① 他人と気持ちを共感したり、意見を共有することで、良好な関係を築くとともに、自分と異なる意見や気持ちを尊重できる。
【取組】生徒会行事、道徳教育
- ② ストレスがあっても、そのストレスを他人に向けるのではなく、自己の力で発散したり、誰かに相談するなど、適切な対応ができる。
【取組】保健の授業、保健だより、生徒課だより、情報モラルの育成(教科情報)、道徳教育
- ③ 自己の存在を肯定できる。
【取組】面談、カウンセリング、キャリア教育
- ④ 生活態度を整え、規律ある行動ができる。
【取組】頭髪・服装検査、登校指導、挨拶運動、各講話
- ⑤ 情報の機器やサービスを利用する際に、個人情報やプライバシー、人格に配慮して利用することができる。
【取組】教科情報での指導、生徒課だよりでの啓発

(3) いじめ対策委員会

① 構成メンバー

(ア) 校内

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、年次主任

(イ) 校外

PTA会長、PTA副会長、PTA健全育成委員(委員長・副委員長)

学校評議員、スクールカウンセラー

(ウ) 事務局:生徒指導主事、保健主事、養護教諭

② 委員会の具体的な取り組み

学校のすべての教育活動において、いじめ防止の視点を持つが、次の点を特に中心的な取り組みと位置づける。なお、いじめ早期発見の取り組み自体が、未然防止の側面もあるので、ここで重複して取り上げている。

(ア) 職員研修会(年1回以上)

(イ) いじめアンケート(生徒対象、学期1回以上、年次ごと実施)

(ウ) いじめチェック(保護者・教員対象、学期1回以上)

(エ) いじめ相談箱(生徒・保護者)の設置

(4) 生徒会による取り組み

① いじめに対する取り組みの話し合い

② いじめ撲滅宣言

③ 生徒会によるいじめ相談箱

3 いじめの早期発見

(1) 基本方針

① いじめを受けた生徒が相談しやすい雰囲気築く。

② いじめを認知した生徒が相談しやすい雰囲気築く。

③ 個人のプライバシーや情報に十分配慮する。

(2) いじめの定義

法や条例に基づき、特にいじめを受けている生徒の「心身の苦痛」を受けているかを十分に見極める。本人が「いじめ被害」を否定したとしても、安易に、あるいは早急に「いじめがない」と結論づけるのではなく、本人の言動や他の生徒の情報提供、調査などを用いて判断する。

- ① 人間関係は、校内に限らない。
- ② 心理的又は物理的な影響に含まれるもの
 - (ア) インターネットによるもの
 - (イ) 身体への影響

暴行などの直接的な行為だけでなく、威圧的な行為や脅迫など、間接的な行為も含まれる。

●例示「金品をたかられる」「ものを隠される」「嫌なことを無理やりさせられる」など

- ③ けんかや悪ふざけであっても、見えないところで「いじめ」がある場合があるので注意する。
- ④ 「好意」によるものでも、「心身の苦痛」を感じれば、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を用いない柔軟な対応を行うことはできる。

〈いじめの態様〉「山形県いじめ防止基本方針」より

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等ここに記載以外の態様もあり得るので、被害生徒の「心身の苦痛」に留意して判断する。

(3) 具体的取り組み

① 教職員によるチェック

担当する授業、担任学級、部活動、委員会などを中心にチェックするが、担当にとらわれずに、懸念される場面が見られたら、必ずチェックし、報告する。

② アンケートの実施

定期的なものとしては、学期に一回行うこととするが、アンケート以外でも相談や兆候が見られる場合には、随時行う。

(ア) 生徒(アンケート)

「自己へのいじめ」「他者のいじめ」「自分自身の加害行為」の3点について尋ねる。

(イ) 保護者

自分の子どもに関するアンケートを行う。

③ 多面的な相談環境の確立

いじめの相談や情報提供を、気軽に行える雰囲気や環境をつくる。

- (ア) 学校ホームページに相談や情報提供の方法を周知。
- (イ) 学期初め又は終わりに全校生徒・保護者に周知
- (ウ) 入学前オリエンテーションなどで周知
- (エ) 担任が行うさまざまな面談の際に聞き取る。

【相談先】 生徒に、自分が相談しやすいところに相談するように周知する。特に学校の窓口として、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーを紹介する。

④ 心理テストの利用

アンケートや面談では把握が困難な個々の生徒の心理状態や学級の状態について把握し、いじめの未然防止の一助とする。

⑤ 保護者によるいじめチェックシートの活用

年度始めに保護者にいじめチェックシートを配布する。適宜チェックし、不安があれば、いつでも相談するように通知する。

⑥ 学校以外の相談機関の周知

学校に相談しづらい場合は、県教育委員会の相談窓口など、学校以外にも相談機関があることを周知する。

4 いじめに対する措置(早期対応・組織的対応)

(1) いじめの認知

- ① 相談・申し出(被害生徒・保護者)
- ② 発見・報告(教職員)
- ③ 情報提供(目撃生徒やその保護者、地域住民、その他)

●例示

- ① 生徒本人から「いじめを受けている」と申し出があったときは、「いじめ」として対応する。
- ② 保護者から「いじめ」としての相談があったときは、「いじめ」として対応する。

(2) 実態把握

- (i) 生徒の個人情報やプライバシーに十分に留意すること。
- (ii) 実態把握の当初から、あるいは途中で、重大事態又はその疑いがあると認められるときは、早急に県教育委員会を通じて知事に報告する。重大事態に関する対応等については、別の項目で定める。

【把握すべき情報】

- ① 被害生徒と加害生徒の特定
ただし、被害生徒の保護や救済を第一とすること。
- ② 関係生徒の特定
(直接にはいじめてはいなくとも居合わせたり、はやし立てたりした者)
- ③ いじめの態様
時間(いつから)、期間(どのくらい)、場所(どこで)、どのようなきっかけか、どのような内容か、どのような方法か、どのような被害か、

◆第1段階・・・初期情報収集

- ① 被害者からの事情聴取【年次、生徒課】
- ② アンケート実施【年次】・・・被害生徒が関係するクラスや部活など対象
(被害者の名誉やプライバシーに配慮)
- ③ アンケート集約【年次 → 生徒課 → 管理職】
- ④ 職員アンケート【生徒課 → 管理職・年次】
- ⑤ 情報の集約と追加調査の方針決定【生徒課・年次 → 管理職】

◆第2段階・・・追加情報収集と集約

- ⑥ 関係生徒への事情聴取【生徒課、年次】
 - ⑦ 情報の集約と追加調査【生徒課、年次】
- (3) 被害者の保護と保護者への対応【生徒課・保健課、年次】
- ① 別室登校など緊急避難的措置の検討
 - ② 保護者への説明

③ 被害生徒への継続的支援の協議【生徒課・年次・保健課】

④ 関係機関への相談や届出

→警察や法務局への相談・届出は、被害生徒・保護者の意向を重視する。

(4) 加害生徒への指導【生徒課、年次】

① 加害生徒への事実確認

② 加害生徒の保護者への説明

具体的な行為について説明し、「いじめ」という言葉は用いない。

③ 加害生徒への指導計画と指導

(i) 叱責よりも、一人の人間として、また自分が同様の行為をされたらどう感じるかなど、内省を促すことを第一にする。

(ii) 被害生徒への謝罪は、形式的表面的なものにならないように、加害生徒の内省が深まっているかどうか慎重に見極める必要がある。そのため、謝罪の時期は、十分に検討する必要がある。

5 いじめの解消

次の①と②の2つの要件を満たしていること。ただし、状況や背景によっては、他の事情も考慮して判断する。なお、加害者による被害者への謝罪は、必ずしも「いじめの解消」の要件とはならない。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットによるものを含む)が、少なくとも継続して3ヶ月以上止んでいること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 配慮すべき生徒の対応

次に挙げる生徒については、当該生徒の保護者と連携・協力しながら、その生徒の特性を踏まえた支援を行う。また、周囲の生徒にも必要な指導を組織的に行う。特に教職員の情報共有を図り、共通認識のもと指導を行う。

① 発達障がいを含む、障がいのある生徒

② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

③ 性同一性障がい、性的指向・性自認に係る生徒

④ 被災生徒

7 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめは、個人情報保護やプライバシーの観点から、ネット以外がいじめよりも、重大な影響が発生することもある。また、防止・発見・対応のいずれの場合も、学校だけでは困難な面が多くある。そこで、生徒、教職員、保護者が、ネットに関する正しい知識を得て、適切な対応ができるようにする。

(1) 未然防止

① 教科「情報」における適切な情報リテラシーと情報モラルの育成

② 生徒課による啓発

(ア) 新入生オリエンテーション・・・新入生・保護者ともに

(イ) PTA総会

- (ウ) 生徒課だより
- (エ) 警察などによる講話

(2) 発見と対応

基本的には、他のいじめと同様の対応であるが、ネット上のいじめに特有の対応として、次の点を行う。

- ① 書き込みや掲載のあったWEBページのURLや画面の保存
→ 保存または印刷する。困難な場合は、カメラで撮影する。
- ② 管理者またはプロバイダへの削除依頼
- ③ 警察や山形地方法務局への相談

8 重大事態への対処

(1) 重大事態について

次の各項に該当する場合は、重大事態として対応する。なお、ここに列挙しないものについても、生徒または保護者から、「重大事態」としての相談があった場合は、「重大事態」として初期対応し、情報を集約の後、その後の対応を関係機関と協議する。

- ① 生徒が自殺を図った場合または自殺した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより、当該生徒が「相当の期間」(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

(2) 重大事態への対応について

被害生徒・保護者は、精神的なダメージを受けていることが多いと考えられるので、事実関係の事情聴取や調査結果の報告には十分配慮する。

- ① 「いじめ対策委員会」を中心に事実関係の調査にあたる。
必要に応じ、外部の専門家・専門機関の協力や指導・助言を得る。
- ② 調査により判明したことについて、県教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。
- ③ 県教育委員会の指導・助言を元に、校内での対応を検討する。
調査のときと同様、必要に応じ、外部の専門家・専門機関の協力や指導・助言を得る。

9 点検・評価と不断の見直し

(1) アンケートやチェックにおける情報集約と周知

必ず生徒・保護者に周知する。また、職員は必ず研修を行う。また、アンケートやチェックの内容や方法について、課題が指摘された場合は、必ず検討する。

(2) 個別の事案についての検討

個別の事案が、一定程度、事態が収束・改善された時点で、関係者で、対応や組織について、課題がないか検討する。

- ① 「実態把握」「被害生徒・保護者への対応」「加害生徒・保護者への対応」「他の生徒や保護者への対応」「教員間の連携・協力体制」の点から、判断し、評価する。
- ② 点検・評価は、具体的中心的に関わった教職員を中心に全教職員を対象とする。

③ 点検・評価を総括し、県教育委員会など関係機関に報告する。

山形県立鶴岡北高等学校

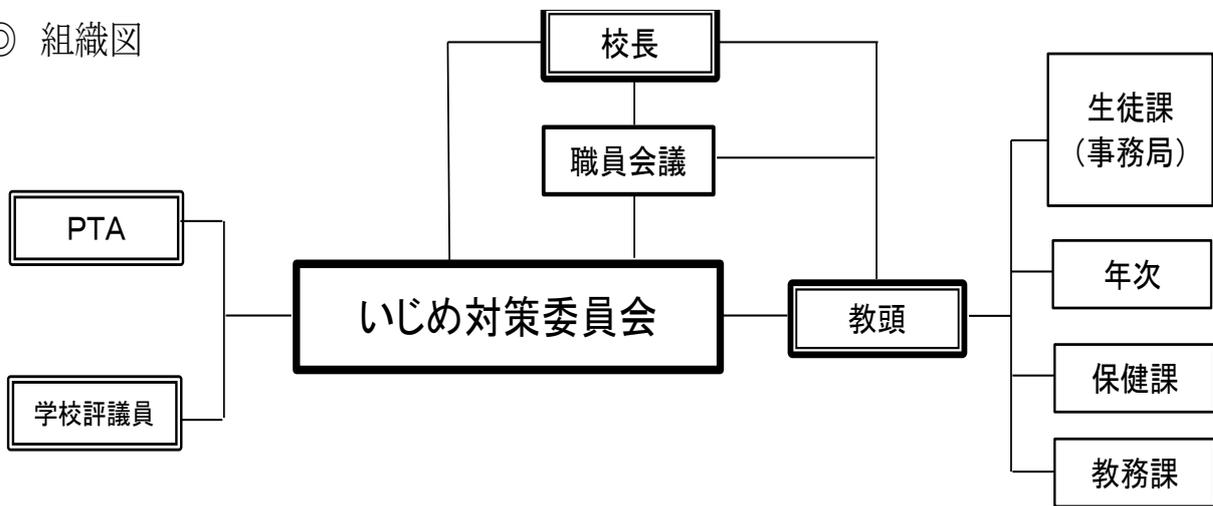
いじめ防止・早期発見に関する年間計画

平成 26 年 4 月

平成 28 年 4 月一部改正

月	教職員対象	生徒対象		保護者対象	いじめ対策委員会
		全体的な取組	生徒会の取組		
4	◆いじめに関する研修会(いじめ認知の際の対応確認)	◆いじめに関する取り組み周知(始業式) ◆情報モラル教育(教科情報) ◆生徒課だよりによる啓発	◆生徒会の呼びかけ	◆いじめに関する取り組み周知といじめチェックのお願い(PTA総会)	◆第1回いじめ対策委員会(校内委員のみ)
5	◆教員いじめチェック				
6		◆個人面談 ◆心理テスト(1回目) ◆いじめアンケート(1回目)	◆マナーアップ運動	◆保護者いじめチェック	◆第2回いじめ対策委員会(全委員)
7	◆職員研修会 ◆心理テスト及びいじめアンケートの集約、周知及び研修		◆合唱コンクール ◆クラスマッチ ◆いじめアンケートの総括の報告	◆いじめアンケート・チェックの総括の報告	◆外部のいじめ対策委員へのいじめアンケートの総括の報告
8			◆学校祭 ◆あいさつ運動		
9	◆教員いじめチェック				
10		◆心理テスト(2回目)	◆マナーアップ運動		
11		◆いじめアンケート(2回目)		◆保護者いじめチェック	
12	◆心理テスト、いじめアンケートの集約、総括及び研修		◆いじめアンケートの総括の報告	◆いじめアンケートの総括の報告	◆外部のいじめ対策委員へのいじめアンケートの総括の報告
1					◆第3回いじめ対策委員会(全委員)
2					
3	◆年間総括	◆年間総括の周知		◆年間総括の周知	

◎ 組織図



◎いじめ認知と対応の流れ

いじめ認知（発見） ※認知のきっかけは、右のA～Dのいずれか、またはこれらの組み合わせ	A 教員自ら	チェックシート 目撃・掌握
	B 生徒から	アンケート 相談（本人、他者）
	C 保護者から	相談
	D 校外から	地域
		関係機関（警察、他校、その他）



第一次調査及び 初期対応	調査（被害生徒、状況の確認）	生徒課、年次
	被害者一次保護	保健課、年次
	被害生徒保護者への連絡	年次
	情報の集約と初期対応	いじめ対策委員会、生徒課



第二次調査	第一次調査から加害者特定	生徒課、年次
	加害生徒への事情聴取	生徒課、年次
	加害生徒以外からの情報収集	生徒課、年次
	情報の集約と対応及び指導	いじめ対策委員会、生徒課

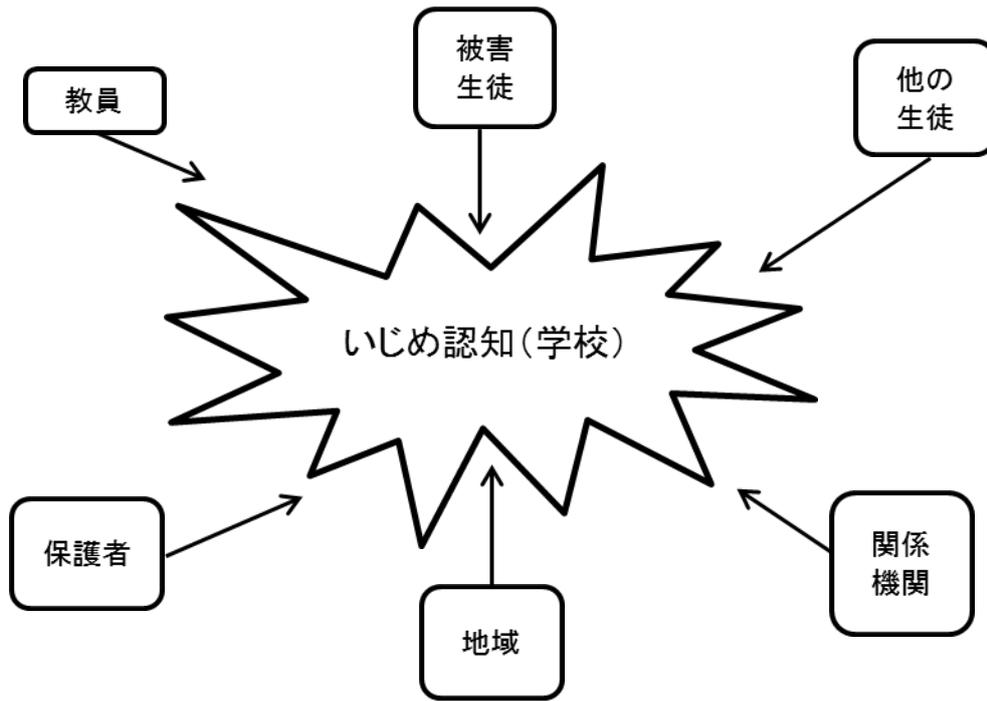


対応	加害者指導	生徒課、年次
	加害生徒以外への指導	生徒課、年次
	被害者ケア	保健課、年次
	加害生徒保護者への連絡	年次



解決・解消	被害生徒への継続的ケア	保健課、年次
	加害生徒への事後指導	生徒課、年次

◎いじめ認知にいたる概念図



◎いじめの構造

